

## 令和3年度「地域の思いをつなぐ」若者育成事業 (地域活動の企画・実践) 委託要項

### 1 趣旨

本要項は、「地域の思いをつなぐ」若者育成事業実施要項に基づき実施する地域活動団体による企画・実践について、必要な事項を定めるものである。

### 2 実施方法

青森県内で地域づくりや地域活性化等の活動に取り組んでいる各種団体やNPO等で、標記事業の中で実施する「ワールドカフェ」に参加し、上記1の趣旨に沿って高校生等の若者を支援しながら活動ができる団体に下記3の業務を委託して行う。

委託団体数は12団体程度とする(県内6地区×2団体を想定)。

### 3 委託業務の内容等

- (1) 高校生等の若者の人財育成につながる事業を行うものとする。ただし、委託団体は、標記事業の中で実施する「ワールドカフェ」に参加した高校生等の若者と一緒に活動するものとし、活動の企画・実践は高校生等の若者の主体性を尊重するものとする。

#### 【取組例】

- ・地域のよさ等を紹介する映画づくり
- ・地域の環境保全のためのゴミ拾い活動
- ・地域のよさ・特色をいかした観光資源開発
- ・地域の祭りを盛り上げるための企画の実践
- ・地域の歴史・名所等を紹介する町歩きガイド
- ・地域の防災・減災のための防災マップ作り

- (2) 委託費の額は165,000円を上限とし、提出された実施計画書の範囲内で定める。

- (3) 委託期間は委託決定日から令和4年2月28日(月)までとする。

### 4 委託手続き

- (1) 委託を受けようとする団体は、申請書(様式1)、実施計画書(様式2)及び収支予算書(様式3)を青森県教育委員会教育長(以下「県」という。)に提出するものとする。

- (2) 申請書等の提出期限は、西北・中南地区が令和3年7月21日(水)、三八・東青地区が令和3年7月28日(水)、下北・上北地区が令和3年8月4日(水)までとする。

- (3) 県は、(1)より提出された計画書等の内容について審査を行い、内容が適切であると認めた団体に対して上記3(1)の業務を委託する。

### 5 事業実施報告

上記4の手続きにより県から委託を受けた団体(以下「団体」という。)は、令和4年2月28日

(月)までに実施報告書(様式4、様式5)及び収支決算書(様式6)を県に提出するものとする。

## 6 委託費

- (1) 県は、予算の範囲内で事業実施に要する経費(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料)を団体に委託費として支出する。
- (2) 団体は委託費を、概算払請求書(様式7)によって請求し、県は概算払いにより支払うものとする。
- (3) 県は、上記5に基づき提出された実施報告書及び収支決算書について検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、団体に通知する。  
なお、委託費の額は、事業に要した実支出額と165,000円のいずれか低い額とし、委託費と概算払額の差額は精算する。
- (4) 県は、団体が法令及び本委託要項に違反したとき、または委託業務の遂行が困難であると認めるときは、委託の解除や委託費の全額又は一部について返還を命じることができる。

## 7 実施計画書の変更等

- (1) 団体が、実施計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ県に実施計画変更申請書(様式8、変更前と変更後の新旧対照表を添付)を提出し承認を受けるものとする(実施日時や場所、ワークショップ等の回数変更など軽微な変更は除く)。ただし、軽微な変更であっても、変更について速やかに県に連絡することとする。
- (2) 団体の代表及び所在地等を変更した場合並びに業務の継続が不可能になった場合は、速やかに県に連絡し、指示を受けることとする。

## 8 再委託

団体は委託業務を第三者に再委託することはできない。

## 9 書類の保存

団体は、委託費に係る収入及び支出を明らかにするため、委託業務に係る領収書その他支払い関係証拠書類を、委託業務を実施した翌年度から5年間整理保存しておくものとする。

## 10 その他

- (1) 県は、団体における事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 県は、団体の事業実施に当たり、団体の求めに応じ、直接または団体が所在する地域を所管する教育事務所の社会教育担当者を通じて助言する。
- (3) 県は、必要に応じ、委託業務の実施状況及び経理状況等について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体は、委託業務の実施によって知り得た事項について、その秘密を保持しなければならない。

また、団体は、委託業務の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

- (5) 委託業務の実施によって生じた損害は、団体の負担とする。ただし、団体の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- (6) 団体は、委託業務の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は県が別に定める。

## 附 則

この要項は、令和3年6月22日から施行する。